

（下線部分が改定箇所）

改定後	現行
第 1 条（格納品の範囲） (1) ～ (2)（略） (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗の恐れがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。</u> 第 2 条（利用目的の確認） (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用等の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 第 3 条（契約期間等）（略） 第 4 条（使用料）（略） 第 5 条（鍵の保管）（略） 第 6 条（貸金庫の開閉等）（略） 第 7 条（届出事項の変更等）（略）	第 1 条（格納品の範囲） (1) ～ (2)（略） (3) 新設 （新設） 第 2 条（契約期間等）（略） 第 3 条（使用料）（略） 第 4 条（鍵の保管）（略） 第 5 条（貸金庫の開閉等）（略） 第 6 条（届出事項の変更等）（略）

改定後	現行
第 8 条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略） 第 9 条（印鑑照合等）（略） 第 10 条（損害の負担等）（略） 第 11 条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第 12 条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u>	第 7 条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略） 第 8 条（印鑑照合等）（略） 第 9 条（損害の負担等）（略） 第 10 条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第 11 条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちにと同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

改定後	現行
⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略) 第13条（貸金庫の修繕、移転等）(略) 第14条（緊急措置）(略) 第15条（譲渡、転貸等の禁止）(略) 第16条（保証人） <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> 第17条（規定の変更） (略)	(3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の翌日から明渡しの日までの使用料相当額を日割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略) (6) 第12条（貸金庫の修繕、移転等）(略) 第13条（緊急措置）(略) 第14条（譲渡、転貸等の禁止）(略) (新設) 第15条（規定の変更）(略)

